

第百二十九回国 参議院通信委員会 會議録 第二号

平成六年五月三十一日(火曜日)
午後零時二十二分開会

委員の異動

三月三十日

三野榮子君

補欠選任
山口 哲夫君

四月二十五日

河本 英典君

補欠選任
北澤 俊美君

四月二十六日

北澤 俊美君

補欠選任
河本 英典君

五月三十日

川橋 幸子君

補欠選任
三野榮子君

出席者は左のとおり。

委員長

森 暢子君

理事

岡野 裕君

委員

陣内 孝雄君

栗森 喬君

岡 利定君

加藤 紀文君

沢田 一精君

林田 悠紀夫君

及川 一夫君

三野榮子君

山口 哲夫君

星野 朋市君

鶴岡 洋君

田 英夫君

鈴木 栄治君

国務大臣

郵政大臣

日笠 勝之君

政府委員

郵政政務次官

永井 英慈君

郵政大臣官房長

木村 強君

郵政大臣官房財

務部長 楠田 修司君

郵政省郵務局長

新井 忠之君

郵政省貯金局長

山口 憲美君

郵政省簡易保険

局長 高木 繁俊君

郵政省通信政策

局長 五十嵐 三津雄君

郵政省電気通信

局長 松野 春樹君

郵政省放送行政

局長 江川 晃正君

事務局側

常任委員会専門

員 星野 欣司君

本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査

(郵政行政の基本施策に関する件)

○委員長(森暢子君) ただいまから通信委員会を
開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る三月三十日、三野榮子君が委員を辞任さ
れ、その補欠として山口哲夫君が選任されました。
また、昨三十日、川橋幸子君が委員を辞任され、
その補欠として三野榮子君が選任されました。

○委員長(森暢子君) この際、日笠郵政大臣及び
永井郵政政務次官から発言を求められております
ので、順次これを許します。日笠郵政大臣。

○国務大臣(日笠勝之君) 去る四月二十八日に郵
政大臣を拝命いたしました日笠勝之でございます。

参議院通信委員会の先生方には、郵政行政の適
切な運営につき格別の御尽力をいただいております
ことににつきまして、心から厚く御礼申し上げる
次第でございます。

郵政行政は、国民生活に最も身近な行政である
とともに、二十一世紀に向けての高度情報社会づ
くりという重要な分野を担うものと考えており、
これをお預かりする責任の重さに身の引き締まる
思いでいっばいでございます。

微力ではありますが、全力を尽くしてこ
の重責を全うする所存でございます。何とぞ御指
導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上
げまして、就任のごあいさつとさせていただきます
す。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(森暢子君) 次に、永井郵政政務次官。
○政府委員(永井英慈君) 委員長のお許しをいた
だきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます
したいと思います。

私は、去る五月十日に郵政政務次官を拝命いた
しました水井英慈でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

これから通信委員会の先生の皆様方にはいろ
ろと御指導をいただきながら、郵政行政の適切な
運営のために全力を挙げて努力してまいります
し、また日笠郵政大臣を補佐して、万全を期して
まいりたいと思っておりますので、御指導のほどよろ
しくお願いいたします。

就任してまだ日が浅うございまして、多くを申
し上げることではございませんが、郵
政省の所管の事務事業の説明を受けたら、あるい
は各種の行事に参加をいたしましたして、郵政行政の

重要さというものを身にしみ感じておるところ
でございます。

皆様方の御指導をいただきながら、この重く大
きい職責が全うできますように、特段の御指導、
御鞭撻をお願いして、一言私のあいさつにさせて
いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(森暢子君) 次に、郵政事業及び電気通
信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とい
たします。

郵政行政の基本施策について所信を聴取いたし
ます。日笠郵政大臣。

○国務大臣(日笠勝之君) 通信委員会の委員各位
におかれましては、郵政行政の適切な運営につき
まして常々格別の御指導をいただき、心から御礼
申し上げます。

この機会に、郵政行政の基本的な考え方につ
きまして私の所信を申し上げます。

我が国は、いよいよ迫りくる超高齢化社会を前
に、二十一世紀を展望し、より豊かで安心のでき
る社会の構築を目指し、生活関連を中心とするパ
ランスのとれた社会資本の整備を急ぐ中で、国土
の均衡ある発展などの課題に積極的に取り組んで
いく必要があります。また、長引く景気の低迷に
適切に対応することも重要な課題であります。

国際的には、我が国は世界の期待にこたえ、そ
の持てる経済力、技術力等の国力に見合った役割
を果たし、国際社会の調和ある発展に貢献してい
かなければなりません。

郵政行政においても、情報通信基盤の整備と全
国二万四千の郵便局ネットワークの活用等によっ
て、これら政策課題の実現に積極的に貢献してま
います。

以下、当面の重要施策について申し上げます。

まず、電気通信行政関係について申し上げます。初めに、情報通信基盤の整備と新規産業の創出についてであります。

高度情報化の進展と著しい技術革新を背景として、新世代の情報通信基盤の整備は、我が国の持続的な経済発展、高齢化社会への対応、首都圏への一極集中の是正、地方分権の推進、環境保全などの諸課題を解決するための決手になると考えます。

このため、二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備プログラムを策定するとともに、公共投資による先導的な情報通信基盤整備として、米国のNII構想における二十二年のバイロットモデル・プロジェクトに対応するものと位置づけられる地域・生活情報通信基盤高度化事業及び関西文化学術研究都市における通信・放送融合実験を積極的に推進してまいります。

なお、世界的にも、米国ゴア副大統領がGII構想、国際電気通信連合のタリヤン事務総局長がIIT構想を提唱しており、今後の政策展開に当たっては、国内にとどまらず、アジア地域のAIIの推進など国際的な広がりを持った取り組みが必要であると考えております。

また、情報通信産業は、今後の我が国の経済改革の重要な柱となる産業分野であり、新しい市場及び雇用の創出が期待されていることから、本年一月六日に発表した「情報通信産業の新たな創造にむけて」に盛り込んだマルチメディア振興策を着実に実行していくとともに、今後とも新規産業の創出に向けて必要な施策を的確に推進してまいります。

さらに、高齢者や障害者に優しい情報通信システムの開発普及、クリーンな社会資本である情報通信基盤の高度化等による環境に優しい社会経済づくり、電気通信フロンティア、宇宙通信、周波数資源等の基礎的・先端的分野の研究開発にも取り組んでまいります。

このほか、東京一極集中の是正と地域の振興を

図るため、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備を推進してまいります。

次に、電気通信市場の活性化であります。昭和六十年の電気通信制度の改革以来、活発な新規参入が進み、料金の低廉化が着実に進展してきているほか、今後は料金・サービスの多様化が期待される状況となっております。

より一層公正で有効な競争ができる市場基盤の整備を推進するため、平成二年三月に決定いたしましたNTTのあり方に関する政府措置につきまして、引き続き着実な推進に努めてまいります。また、衛星通信分野について、利用者が多彩なサービスを利用できるようにするとともに、衛星通信事業の一層の活性化を図るため、国際衛星通信分野における外国性の制限を廃止する制度の改正を行いたいと考えております。

さらに、消費者の意見、要望等を幅広く把握し、政策に反映させていくため、電気通信モニター制度を創設し、消費者の立場に立った行政の充実に努めてまいります。

なお、昨年四月から導入された電波利用料制度の定着及びこれを財源とした電波利用環境の整備についてもさらに努めてまいります。

次に、放送行政の展開について申し上げます。情報の国際交流の促進を図るためには、放送による映像情報の海外発信及び日本国内での円滑な受信を実現することが重要であります。このため、日本放送協会及び一般放送事業者が委託により人工衛星による外国に向けた放送を実施することに關する制度の整備等所要の措置を講ずることとして考えております。

また、多メディア・多チャンネル時代に対応して充実した放送番組を制作するための環境整備が重要であります。このため、放送番組の素材となる映像等を収集、制作、保管し、及び提供する業務等を行う事業に対し、通信・放送機構を通じて支援する制度を創設したいと考えております。

また、公共投資による難視聴解消の施策について、新たに小笠原地区におけるテレビ放送の難視

聴を解消するための施策を推進してまいりたいと考えております。

さらに、ケーブルテレビの発展や衛星放送の活性化などによる新規事業の展開の促進にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上、電気通信行政関係について申し上げます。行政改革推進本部の情報・通信作業部会において新規事業の創出の観点から検討を進めることとされております。これまでも、昨年九月の緊急経済対策、本年二月の「今後における行政改革の推進方策について」に、新規事業の創出を刺激するような施策を盛り込むなど積極的に推進してきたところであります。今後とも、引き続き国民利用者の利益の最大限の確保を図るという基本的な視点に立つて真剣に検討を進めてまいります。

次に、郵政事業関係について申し上げます。まず、郵便事業であります。

郵便事業は、平成三年度、四年度と二年連続赤字を計上し、平成五年度においても大幅な赤字が生じる見込みとなったことから、事業財政の改善を図り、安定したサービスを確保するため、十三年ぶりに、本年一月二十四日から郵便料金の改定を実施させていただきました。

料金改定により、郵便事業財政は改善に向けて一歩を踏み出したところでありますが、長引く景気低迷のもとで郵便事業においても依然厳しい経営努力が求められております。こうしたことから、今後、機械化をさらに推進するなど効率化、合理化を一層進めるとともに、郵便サービスの向上を図りつつ、積極的な営業活動により郵便利用の拡大に取り組んでまいります。

次に、為替貯金事業であります。

金融自由化の進展等、事業を取り巻く環境の変化には着しいものがありますが、こうした変化に対応し、生活者重視の視点に立ったサービスの改善、充実に努めてまいります。

我が国の金利自由化については、本年十月に実施させていただきますと考えております流動性預

貯金の金利自由化をもって完了することとなりますが、小口預金者の利益確保の観点に立つて、これに積極的かつ的確に対応したいと考えております。

また、生活者重視の視点に立った制度改善として、預金者貸付制度の改善を図るとともに、郵便貯金事業の健全な経営に資するため、金融自由化対策資金の運用について、金融・経済環境の変化に機動的に対応した幅広い運用ができるようにする制度改善を図りたいと考えております。

なお、平成三年に開始した国際ポランティア貯金については、平成五年度には約二十三億円の寄附金を配分し、また加入者も本年四月には一千四百万人を超えるなど着実に伸展しているところであります。

次に、簡易保険事業であります。高齢化が急速に進展する中で、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような長寿福祉社会の構築を図ることは我が国の重要な政策課題であります。

簡易保険事業としても、こうした課題の実現に向けて、国民の自助努力を支援するため、商品や運用制度の改善、加入者福祉サービスの充実に努めてまいります。

商品改善として、介護割増年金付終身年金保険を新設するとともに、簡保資金の運用について、簡易保険福祉事業団を通じた指定単運用制度等の改善を図りたいと考えております。

また、景気低迷に伴う金利低下の影響を受けて、本年四月一日から保険料の改定を実施させていただいたところでありますが、今後とも国民の信頼にこたえて堅実な事業経営に努めてまいります。

以上、郵政三事業について申し上げますが、郵政三事業は三十万人余の職員に支えられて初めて成り立つものである。そこで、人材の安定確保と育成、活力に満ちた職場づくりに努めるとともに、相互信頼に基づく健全で安定した労使関係を確立、維持することに努めてまいります。こ

の一環として、労働力の安定的確保と効率的配置及び高齢者や女性の就業機会の拡大を図るため、一日四時間勤務で長期継続的に勤務する郵政短時間職員の試行を本年十月から実施したいと考えております。

さらに、郵政事業に寄せる国民の期待と信頼にこたえるために、今後とも職員の防犯意識の高揚と防犯管理体制の一層の充実強化に努めてまいります。

次に、国際協調、国際協力の積極的な展開について申し上げます。

急速な国際化の進展を背景に、世界的視野に立つて郵政行政を展開してまいります。

郵政行政に関する国際的な政策協調の促進のため、二国間政策協議を積極的に推進するとともに、国際電気通信連合、万国郵便連合、経済協力開発機構、関税及び貿易に関する一般協定、アジア・太平洋経済協力等における多国間協議にも積極的に参画してまいります。

また、経済協力の重点分野として、開発途上国の発展に不可欠な通信・放送網の整備拡充と人材の養成に積極的に協力してまいります。

本年九月には、国際電気通信連合の全権委員会議がアジア・太平洋地域で初めて京都で開催されることとなっておりますので、この機会をとらえて諸外国との交流を進めてまいりたいと考えております。

次に、以上申し上げました諸施策の実施に必要な平成六年度予算案について申し上げます。

まず、一般会計であります。歳出予算額は四百二十五億円で、前年度当初予算額に対して十億円の増加となっております。

内訳は、一般財源三百五十一億円、電波利用料財源七十四億円です。

次に、郵政事業特別会計であります。歳入歳出とも予算額は七兆一千三百三十六億円で、前年度当初予算額に対して二千二百七十一億円の増加となっております。収入印紙等六印紙に係る業務外収入・支出分を除きますと、歳入歳出とも予算額は四兆六千四百七十五億円で、前年度当初予算額に対して二千七百九十四億円の増加となっております。

最後に、以上申し上げました諸施策を適切に行うため、必要な経費を計上した予算案と法律案の御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げます。

委員各位におかれましては、郵政行政の推進のため、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(森幡子君) 以上で所信の聴取は終わりました。

本件に関する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、市内電話料金の値上げ反対に関する請願(第七七七号)

第七七七号 平成六年四月十四日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市早良区百道兵四ノ二ノ一ノ

一、〇〇三 山口まり子外二十八名

紹介議員 岩崎 純三君

NTTが計画している市内電話料金(市内通話・基本料・公衆電話・番号案内)の値上げは、いずれも一般家庭の家計に大きな影響を与えるものである。特に市内通話料金三分十円を二十円にする計画は一般家庭を始め諸団体や自治体などにも大打撃を与えるもので、今の電話料金が恐らく二倍近くに跳ね上がるものと予測される。公共性を重んじなければならぬNTTがこのような値上げを行うことは、許されない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、市内電話料金(市内通話・基本料・公衆電

話・番号案内)の値上げをしないこと。

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、市内電話料金の値上げ反対に関する請願(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)

第八一八号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町南加茂台八ノ

七ノ二二 松宮旦外千八百八十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八一九号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 静岡市瀬名二、二六八ノ一三 足

立倫外千八百八十一名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八二〇号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜丘五ノ三ノ六

山口美代子外千八百八十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八二二号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町湯川一、七

七六 吉田陽子外千八百八十一名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八二三号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町小泉五〇四ノ

二 中沢光男外千八百八十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八二四号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 滋賀県長浜市南高田町二二八ノ一

高木宏外千八百八十一名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第八二五号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 大阪府堺市鴨谷台一丁三ノ三

古川久栄外千八百八十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七八七号と同じである。

第八二八号 平成六年四月十九日受理

市内電話料金の値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県久留米市安武町安武本六八

三 野口一利外千八百八十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八七号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律
及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は」を「若しくは」に改め、「年金の下に」を「支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金の」を加える。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険(以下「介護割増年金付終身年金保険」という。)以外のものではない。

第二十四条第一項中「含み」の下に「介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増

年金の額を除き」を加え、「当該」を「当該」に、「及び次条」を「から第二十五条まで」に改め、同条第三項中「次条」を「第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、割増年金の額は、当該保険契約に係る年金の額(前条第一項の規定により年金額を増加させる保険契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の額)に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十八条第一項中「第三者」を「第三者」に改め、「定める」の下に「保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする」を加える。

第三十八条第二項中「若しくは家族保険」を「家族保険若しくは介護割増年金付終身年金保険」に改め、「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加え、同条第二項中「とき」の下に「特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときに除き、」を加え、「その期間内」を「その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間」に改める。

第三十九条第一項中「財形貯蓄保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険」を、「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加え、同条第二項中「とき」の下に「特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときに除き、」を加え、「その期間内」を「その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間」に改める。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、国が被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の

原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、国は、割増年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十六条第一項中「財形貯蓄保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第二項中「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加える。

第四十八条第四項中「第四十条第四項ただし書」を「第四十条第五項ただし書」に改め、同条第五項中「第四十条第五項ただし書」を「第四十条第六項ただし書」に改める。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、割増年金を支払う責めに任じない。

第五十七条第一項中「又は養老保険」を「養老保険」に改め、「除く。」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第三項中「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加える。

第五十九条第四項ただし書中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金の増額(介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年

金付終身年金保険への変更を含む。)

第六十三条中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第六十六条第一項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第六十九条第三項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、「約した年金」の下に「介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金を除く。」を加える。

第七十三条第二項中「終身保険」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加える。

第八十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「当該年金のうち介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金以外のものにあつては」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に効力が発生した終身保険の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第一条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「国債」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、国債

について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。を加え、同項第十四号中「国際機関」の下に「(以下この条において「外国政府等」という。)」を、「債券」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十七号中「簡易保険福祉事業団」の下に「(次条において「事業団」という。)」を加え、同項第二十号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第七号及び第十四号に規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)

第三号第六項中「この場合において」の下に「外国債への運用に準用するときは、第三項中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一、外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)」とを、「ときは」の下に「同項及び前項中」を加え、同条第七項中「第一項」の下に「及び次条第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一条を加える。

(運用寄託)

第四号 郵政大臣は、前条第一項に規定するものに運用するほか、第一条の目的と事業団の目的の共通性にかんがみ、事業団に対し、その長期的な観点からの資金の運用に基づく納付金の納付を目的として、事業団が行う運用のための資金を積立金から寄託すること(次

項において「運用寄託」という。)ができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により運用寄託をした資金に付する利子については、運用寄託の目的を達成するため、前条第一項第十七号の規定による貸付金の利率に比して低い利率を定めることができる。

3 郵政大臣は、経済情勢その他の事情を勘案して、毎年一回、前項の利率を変更することができる。この場合においては、同項の規定を準用する。

4 郵政大臣は、前二項の規定により利率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第二条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「借り入れた」を「運用寄託(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第四条第一項に規定する運用寄託をいう。))」に改める。

第二十五条の見出しを「(運用寄託金及び借入金)」に改め、同条第一項中「長期借入金」を「運用寄託金(同号に規定する資金をいう。次項において同じ。の受入れ)」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定による運用寄託金の受入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならない。第三十五条第一号中「第二項若しくは第三項ただし書」を「第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

附則第十二条を次のように改める。

(運用業務の特例)

第十二条 事業団は、第十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正

する法律(平成六年法律第 号)による改正前の第十九条第二号の業務で同法による改正前の第二十五条第一項の規定による長期借入金に係るもの及びこれに附帯する業務を行うことができる。この場合において、第十九条の二中「前条第二号に規定する」とあるのは「前条第二号及び附則第十二条に規定する業務に係る」と、第二十三条の二中「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに附則第十二条に規定する業務」と、第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び附則第十二条」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「同項本文」を「同項」に改める。

第十六条第三号中「省令で定める通常郵便貯金の種類の区分」を「通常郵便貯金の種類の区分として郵政大臣が定めるもの」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条(貯金に関する権利の消滅) 第四十条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求(同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。)がない場合において、貯金原簿所管庁がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を發した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二(十年間預入、払戻し等のない通常

郵便貯金の取扱い) 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二條の規定による通帳若しくは貯金証書の提出がない通常郵便貯金については、第七條第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとみなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第四十二条中「第十二条第一項本文の規定により利子を付ける通常郵便貯金のうち省令で定めるもの」を「通常郵便貯金のうちその利率を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第五十一条の二第一項中「第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「通常郵便貯金のうちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第六十六条の二中「及び前条」を「第六十六条及び前条第二項」に改め、同条を第六十六条の三とし、第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二(貸付けの更新) 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、省令で定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済(次項において「更新請求等」という。)があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。が行われるまでの間について、政令で定める回数を限度としてすることができるとする。

第六十七条中「債務」の下に「又は第六十六条の二第一項に規定する貸付金の利子に係る債務」を加える。

第六十八条の三第一項第一号中「国債」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第八号中「国際機関」の下に「(以下この条において「外国政府等」という。)」を、「債券」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第一号及び第八号に規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)

第六十八条の三第五項中「この場合において」の下に「外国債への運用に準用するときは、第二項中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)」とを加え、「これらの規定」を「同項及び前項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

行する。

一 第六十八条の三の改正規定及び次条の規定 公布の日

二 第十二条、第十六条、第四十二条及び第五十一条の二の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十九条の改正規定及び第四十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成七年四月一日

四 第六十六條の二の改正規定、同条を第六十六條の三とし、第六十六條の次に一条を加える改正規定及び第六十七條の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(審議会への諮問)

第二条 郵政大臣は、前条第二号に掲げる改正規定の施行の日又は同条第四号に掲げる改正規定の施行の日前においても、それぞれ改正後の郵便貯金法第十二条第一項又は第六十六條の二第二項の政令の制定又は改正のために郵便貯金法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(貯金に関する権利の消滅に係る経過措置)

第三条 平成七年二月一日から附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の前日までに改正前の郵便貯金法第二十九条第一項の規定により発した催告に係る郵便貯金であつて、同日までに通帳若しくは貯金証書の提出(これらを亡失した場合には、郵便貯金法第十八条の規定による再交付の請求。以下この条において「通帳の提出等」という。)又は貯金の処分の請求がなかつたものについては、なお従前の例による。ただし、当該貯金について、一部施行日以後、その催告を發した日から二月以内に通帳の提出等又は貯金の処分の請求(貯金の全部払戻しの請求を除く。)があつたときは、当該通帳の提出等又は貯金の処分の請求があつた日の翌日から、改正後の郵便貯金法第二十九条及び第四十条の二の規定を適用する。

ら、改正後の郵便貯金法第二十九条及び第四十条の二の規定を適用する。

(貸付けの更新に係る経過措置)

第四条 改正後の郵便貯金法第六十六條の二及び第六十七條の規定は、附則第一条第四号に掲げる改正規定の施行の日前にされた郵便貯金法第六十四條の規定による貸付けについても適用があるものとする。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第五条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第一号中正誤

ページ 段 行

二 四 六 九 発進

誤

発信

正

平成六年六月六日印刷

平成六年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局